

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第49号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊤」を削る。

第2号様式中「㊤」を削り、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第3号様式から第7号まで、第9号様式から第14号様式まで、第16号様式（その1）から第16号様式（その3）まで及び第17号様式から第21号様式までの規定中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2号様式の改正規定（「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。